

第34号議案

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
八王子市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第54条・ 第55条 ） 附則 （基本方針） 第3条（略） 2・3（略） 4 特別養護老人ホームは、 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 5～7（略） （職員の専従） 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでな	目次 第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第54条） 附則 （基本方針） 第3条（略） 2・3（略） 4 特別養護老人ホームは、 入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な 措置を講じなければならない。 5～7（略） （職員の専従） 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、 市規則で定める職員を除き 、入所者の処遇に支障が

い。

(施設長の責務等)

第7条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に次条から第9条の2及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修(以下「外部研修」という。)その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

ない場合は、この限りでない。

(施設長の責務等)

第7条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に次条、第9条及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修(以下「外部研修」という。)その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第13条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 **(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)**を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(非常災害対策)

第31条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

第13条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(非常災害対策)

第31条 (略)

2 (略)

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ユニット型特別養護老人ホームの基本方針)

第34条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、**入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。**

4～6 (略)

(勤務体制の確保等)

第35条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、**原則として12人以下とすること。**ただし、**入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることがで**

(ユニット型特別養護老人ホームの基本方針)

第34条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、**入居者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。**

4～6 (略)

(勤務体制の確保等)

第35条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、**12人以下としなければならない。**ただし、**市規則で定める場合は、この限りでない。**

きる。

(3)・(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第37条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(サービスの取扱方針)

第38条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第43条 第5条から第8条まで、第9条の2、第10条、第12条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで及び第25条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームにおいて準用する。この場合において、第7条第2項中「次条から第9条の2まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第8条、第9条の2、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで及び第25

(3)・(4) (略)

(5) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第37条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(サービスの取扱方針)

第38条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第43条 第5条から第8条まで、第10条、第12条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで及び第25条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームにおいて準用する。この場合において、第7条第2項中「次条、第9条及び第13条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第8条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで及び第25条から第32条まで」と、第32

条から第32条まで」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第43条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。**ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。**

(1)～(7) (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民等の代表者、市町村又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会**(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この条において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)**(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(準用)

第49条 第3条、第5条から第10条まで、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで及び第30条から第32条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第7条第2項中「次条**から第9条の2**まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第4

条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第43条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1)～(7) (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民等の代表者、市町村又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(準用)

第49条 第3条、第5条から第10条まで、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで及び第30条から第32条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第7条第2項中「次条**、第9条**及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条におい

9条において準用する第8条、第9条、**第9条の2**、第13条から第16条まで、第18条から第28条まで及び第30条から第32条まで」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第49条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット(居室に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、**原則として12人以下とすること**。ただし、**入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすること**。

(3)・(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

5・6 (略)

(準用)

第53条 第5条から第8条まで、**第9条の2**、第10条、第12条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条から第28条まで、第30条から第32条まで、第34条、第35条、第37条、第38条、第40条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに準用する。この場合において、第7条第2項中「次条**から第9条の2まで**及び第13条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第8条、**第9条の2**、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで、第2

て準用する第8条、第9条、第13条から第16条まで、第18条から第28条まで及び第30条から第32条まで」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第49条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット(居室に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、**12人以下としなければならない**。ただし、**市規則で定める場合は、この限りでない**。

(3)・(4) (略)

(5) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

5・6 (略)

(準用)

第53条 第5条から第8条まで、第10条、第12条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条から第28条まで、第30条から第32条まで、第34条、第35条、第37条、第38条、第40条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに準用する。この場合において、第7条第2項中「次条、**第9条**及び第13条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第8条、第14条、第15条、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条から第28条まで、第30条から

5条から第28条まで、第30条から第32条まで、第35条、第37条、第38条、第40条から第42条まで及び第48条」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第53条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員
は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第55条 (略)

附 則

1～5 (略)

6 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病

第32条まで、第35条、第37条、第38条、第40条から第42条まで及び第48条」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第53条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

第54条 (略)

附 則

1～5 (略)

6 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病

院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を **令和6年3月31日**までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第46条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定の適用については、第11条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第36条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第46条第6項第1号及び第51条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）」と読み替えるものとする。

7 （略）

院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を **平成36年3月31日**までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第46条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定の適用については、第11条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第36条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）とすること」と、第46条第6項第1号及び第51条第6項第1号中「1. 5メートル以上（中廊下にあつては、1. 8メートル以上）」とあるのは「1. 2メートル以上（中廊下にあつては、1. 6メートル以上）」と読み替えるものとする。

7 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第3項（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第35条第4項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第9条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第9条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第37条（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第31条の2（第3号に係る部分を除く。）（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

5 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第36条第4項第5号及び第51条第4項第5号の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。